

令和7年度

おのみちしにんかほいくしせつとう 尾道市認可保育施設等

にゆうえんあんない 入園案内



お願い

- ① 尾道市内の認可保育施設等に入園をご希望される場合は、必ずこのご案内の内容をご確認のうえ、手続きをしてください。
- ② 入園後も必要なことが書いてありますので、このご案内は大切に保管してください。

お問い合わせ先

尾道市役所 福祉保健部 子育て支援課 児童保育係

電話番号 (0848)38-9114

[ホームページ] <https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>



1 保育施設に関することについて	P.2～4
① 保育施設の概要と種類	P.2
② 尾道市認可保育施設・地域型保育事業一覧	P.3～4
2 入所するために必要な認定・入所期間について	P.5～7
① 教育・保育給付認定	P.5
② 入所承諾期間	P.5
③ 保育の必要性和条件ごとの期間	P.6～7
3 入所申込について	P.7～12
① 申込期間	P.7～8
② 入所申込の条件・クラス年齢	P.9
③ 入所申込から入所までの流れ	P.9
④ 手続きにあたっての注意事項	P.10～12
(1) 支給認定審査・施設利用調整・入所保留・入所辞退	P.10
(2) マイナンバー（個人番号）記入と本人確認書類提示のお願い	P.11
(3) 育児休業から復職する方への対応	P.11
(4) 求職活動で申し込む場合	P.12
(5) 公立認定こども園に申し込む場合	P.12
(6) 転入予定・離婚予定で申し込む場合	P.12
(7) 他の自治体にある認可保育施設に申し込む場合（広域入所）	P.12
(8) 申込及び入所決定・保留通知後に変更手続きが必要なもの	P.12
4 保育料・副食費について	P.13～15
① 保育料・副食費の概要	P.13
② 算定方法	P.13
③ 納付先と納付方法	P.14
④ 金額などをお知らせする時期	P.14
⑤ 保育料・副食費の減免・軽減措置	P.15
5 入所後の注意事項について	P.16
① 退所（園）する場合	P.16
② 長期欠席する場合	P.16
③ 家庭状況等の変更がある場合	P.16
6 認可保育施設での保育サービスについて	P.16～19
① 障害児保育・医療的ケア児保育	P.16
② 早出・時間外・延長保育	P.17
③ 一時預かり保育	P.18
④ 病児・病後児保育	P.18～19
⑤ 休日保育（年末保育）	P.19
⑥ 一時保育	P.19
7 家庭保育園（認可外保育施設）等について	P.20
8 資料（保育料基準額表、申込書類一式の説明と記入例）	P.21～

1 保育施設に関することについて

① 保育施設の概要と種類

現在、子どもを保育する施設は、次表のとおり分類されます。

認可	施設分類	施設概要	一覧掲載ページ	保育料	申込先	
認可	保育所（園）	<p>児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国の基準（施設の広さ、保育士等の数、給食設備、防災・衛生管理等）をクリアし、都道府県知事等に「認可」された施設です。</p> <p>市が運営する「公立保育所」と、社会福祉法人等が運営する「私立保育園」があります。</p>	P.3 「公立保育所」 「私立保育園」	市の基準に基づき決定した金額。 ※詳しくはP.21をご覧ください。	子育て支援課 ※申込手順については、P.7～12に記載しています。 ※私立認定こども園の教育認定については、各施設へ直接お問い合わせください。	
	認定こども園	<p>幼稚園と保育所（園）のそれぞれ良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことのできる施設として「認定」された施設です。</p> <p>「保育認定（＝保育所部門）」（0歳～5歳）は保育が必要な事由が必要ですが、「教育認定（＝幼稚園部門）」（3歳～5歳）は幼稚園と同様で必要ありません。また、保育時間等は異なります。</p> <p>市が運営する「公立認定こども園」と、社会福祉法人等が運営する「私立認定こども園」があります。</p>	P.3 「公立認定こども園」 P.4 「私立認定こども園」			
	地域型保育	小規模	0～2歳の児童を対象に、最大19名までの小規模で運営する、市が認可した施設です。	P.4 「地域型保育事業」		
		事業所内	0～2歳の児童を対象に、事業所内に設置され、その事業所の従業員枠と地域の方向けの地域枠が混在する、市が認可した施設です。			
居宅訪問型		0～2歳の児童で障害、疾病等により、集団保育が著しく困難な乳幼児の自宅で、1対1で保育を行います。				
認可外	家庭保育園等	<p>認可を受けず、主に私費で運営されている施設を総称したものです。</p> <p>家庭保育園、職場（事業所内）託児所、また保育者の自宅で行う少人数のものも含まれます。</p>	P.20	各施設が設定した金額。	各施設へ直接お問い合わせください。	

② 尾道市認可保育施設・地域型保育事業一覧

○このご案内にある書類で申し込みが可能なのは、次の一覧に掲載されている施設(※)のみです。

※私立認定こども園の教育認定及びその他施設への申し込みについては、直接ご希望される施設へお問い合わせください。

○保育施設の見学を希望される方は、事前に各施設へお問い合わせください。

○保育年齢の「6カ月～」とは「生後6カ月を経過してから」、「8週～」とは「生後8週間を経過してから」を意味します。公立認定こども園の教育認定の保育年齢は3歳～5歳です。

【公立保育所】

施設名	定員 (予定)	所在地	保育年齢	保育サービス			電話番号
				障害	延長	一時	
西藤保育所	90	西藤町1584-1	6カ月～5歳	○	○	○	0848-55-6920
御調中央保育所	90	御調町花尻94	6カ月～5歳	○	○	○	0848-76-0044
御調西保育所	60	御調町丸門田1484-1	6カ月～5歳	○	○		0848-76-1980
江奥保育所	60	向島町1744-6	6カ月～5歳	○	○		0848-44-0444
みゆき保育所	90	向島町11231-1	6カ月～5歳	○	○		0848-44-0846
西浦保育所	120	因島中庄町2077-5	6カ月～5歳	○	○		0845-24-2581

【私立保育園】

施設名	定員 (予定)	所在地	保育年齢	保育サービス			電話番号
				障害	延長	一時	
栗原和気保育園	130	栗原東二丁目4-32	6カ月～5歳	要相談	○	○	0848-22-2566
友愛保育園	70	手崎町1-28	6カ月～5歳	要相談	○	○	0848-22-8646
あいほうす	65	平原三丁目21-17	3カ月～2歳	要相談	○	○	0848-23-8819
あゆみ保育園	60	栗原町8261-1	6カ月～5歳	要相談	○	○	0848-25-2885
たんぼぼ保育園	51	向東町1339-1	8週～5歳	要相談	○	○	0848-45-0257
めぐみ保育園	45	御調町本750-1	8週～5歳	要相談	○		0848-76-0401
北保育園	30	瀬戸田町林1556-2	6カ月～5歳	要相談		○	0845-27-0651
こざくら保育園	80	瀬戸田町沢8	6カ月～5歳	要相談	○	○	0845-27-1788
よつば保育園	54	美ノ郷町三成2716	3カ月～5歳	要相談	○	○	0848-38-2548
高須たんぼぼ保育園	30	高須町4836-20	8週～2歳	要相談	○	○	0848-36-6612

【公立認定こども園（保育・教育認定共通）】

施設名	定員 (予定)	所在地	保育年齢	保育サービス			電話番号
				障害	延長	一時	
浦崎認定こども園	90	浦崎町2822	6カ月～5歳	○	○	○	0848-73-2004
向東認定こども園	220	向東町3504-4	6カ月～5歳	○	○	○	0848-29-9020
因島南認定こども園	180	因島三庄町2096-2	6カ月～5歳	○	○	○	0845-22-0386

【私立認定こども園（保育認定）】

※すばる保育園は、令和7年4月からすばる認定こども園（仮称）として開園予定です。

※認定こども園尾道清心幼稚園、認定こども園スミレ幼稚園、認定こども園新高山めぐみ幼稚園の開園日は月～金です。**土曜日は閉園**となります。

※私立認定こども園の定員（予定）については、「保育認定」のみの定員です。「教育認定」の定員や申し込みについては各施設へ直接お問い合わせください。

施設名	定員 (予定)	所在地	保育年齢	保育サービス			電話番号
				障害	延長	一時	
どうえん吉和認定こども園	120	沖側町 5-9	8週～5歳	要相談	○	○	0848-22-5538
尾道めぐみ認定こども園	166	栗原町 9629-1	3カ月～5歳	要相談	○	○	0848-22-6433
たんばぼ認定こども園	90	高須町 4837-10	8週～5歳	要相談	○	○	0848-46-6926
ひまわり認定こども園	71	山波町 122-2	8週～5歳	要相談	○	○	0848-47-0029
ゆめはうす認定こども園	90	高須町 4814-3	3カ月～5歳	要相談	○	○	0848-47-4188
どうえん尾道中央認定こども園	200	久保町 1754-1	8週～5歳	要相談	○	○	0848-37-0600
幼保連携型門田認定こども園	60	西則末町 13-28	1歳～5歳	要相談	○	○	0848-23-8710
認定こども園尾道清心幼稚園	28	栗原東一丁目 12-1	2歳～5歳	要相談	○	○	0848-23-5395
山波認定こども園	60	山波町 1256	6カ月～5歳	要相談	○	○	0848-37-5522
どうえん向島認定こども園	150	向島町 5208-1	8週～5歳	要相談	○	○	0848-20-6303
因島北認定こども園	100	因島中庄町 4604-3	8週～5歳	要相談	○	○	0845-25-6122
田熊幼保連携型認定こども園	50	因島田熊町 1960	6カ月～5歳	要相談	○	○	0845-22-0481
大慈認定こども園	50	瀬戸田町宮原 414	8週～5歳	要相談	○	○	0845-28-0610
認定こども園スミレ幼稚園	66	西藤町 1748-1	10カ月～5歳	要相談		○	0848-36-6865
認定こども園新高山めぐみ幼稚園	96	新高山 2丁目 2631-372	1歳～5歳	要相談		○	0848-46-4633
すばる認定こども園（仮称）	60	高須町 4805-3	6カ月～5歳	要相談	○	○	0848-31-2789 (すばる保育園)

【地域型保育事業】

※地域型保育事業の種別の詳細については、P.2の「①保育施設の概要と種類」をご確認ください。

※事業所内保育施設の「従業員枠」での申し込みは、それぞれの就労先にご相談ください。

種別	施設名	定員 (予定)	所在地	保育年齢	保育サービス			電話番号
					障害	延長	一時	
居宅訪問	居宅訪問型保育 ゆうあい	1	土堂二丁目 3-6	6カ月～2歳	要相談		○	0848-24-3222
小規模	小規模保育所 がんばるーもも	19	向東町 11350	6カ月～2歳	要相談	○	○	0848-20-6123
事業所内	さくら保育所 (尾道市立市民病院内)	地域枠 7	新高山 3丁目 1170-177	6カ月～2歳	要相談	○		0848-46-5774
	すいみい保育園	地域枠 15	東尾道 10-10	3カ月～2歳	要相談	○	○	0848-38-2345
	日立造船健康保険組合 因島総合病院託児所	地域枠 4	因島土生町 2561-4	8週～2歳	要相談		○	0845-22-2552

※居宅訪問型保育ゆうあい、小規模保育所がんばるーもも、日立造船健康保険組合因島総合病院託児所は、令和7年4月1日時点で休止予定です。再開時期は未定です。

※居宅訪問型保育ゆうあいの**保育時間は7:30～19:00の内保育が必要な時間で、6時間程度**です。

2 入所するために必要な認定・入所期間について

① 教育・保育給付認定

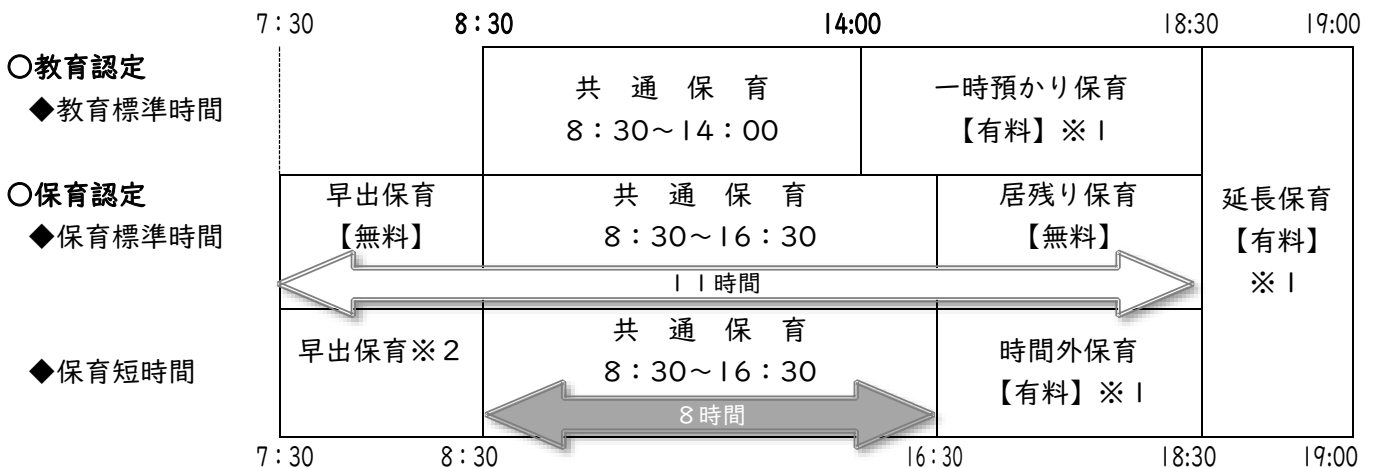
○認可保育施設に入所（園）するためには、**教育・保育給付認定を受ける必要**があります。

○認定申請は入所申込申請と同時に行い、市で内容を審査し、認定します。

○認定は基準により、下表のとおり、3つの区分（1・2・3号）に認定されます。また、保育の必要性のある児童（保育認定＝2・3号認定）については、保育の必要量により、さらに利用（保育）時間が2つの区分「保育標準時間（11時間）」と「保育短時間（8時間）」に認定されます。

認定区分	保育時間	年齢	保育の必要性	対象施設	休み
1号認定	教育標準時間	満3歳以上	なし	・認定こども園	土・日曜日 祝日 年末年始 三期休業日
2号認定	保育標準時間 保育短時間				
3号認定	保育標準時間	満3歳未満	・保育所（園） ・認定こども園 ・地域型保育事業	年末年始	
	保育短時間				

◆1日の保育時間のイメージ



※1 「一時預かり保育」、「時間外保育」、「延長保育」の利用料については、「6 認可保育施設での保育サービス」（P. 17～18）を参照してください。

※2 保育短時間認定における「早出保育」の実施及び料金設定の有無が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

※ 「利用時間」・「休み」は施設により異なります。（P. 3～4参照）

② 入所承諾期間

○入所承諾期間は、**最長で年度末まで**です。よって、**今年度中に入所している場合も次年度の申し込みがないと、継続して入所することができません。（申込手順については、在園施設を通じてお知らせします。）**

○保育実施期間中であっても、**保育の必要性がなくなった場合（退職・勤務時間短縮など）、または市外へ転出する場合は保育の実施が解除され、退所となります。**

③ 保育の必要性と条件ごとの期間

○ 保育の必要性に関する詳細な条件については、次の一覧のとおりです。状況によって、保育所（園）に入所できる期間と保育時間が異なります。

【保育が必要な状況一覧】

保育が必要な状況		保育時間 認定	入所承諾 期間	申込時に添付する 証明書類 ●追加でいずれか一つ 添付必須
1	就 労 形 態	従事する時間	最長年度末まで	『就労証明書』 ●健康保険証、給与明細書等の事業所名と就労者名が確認できるものの写し
	被雇用者（会社員等） (株式・有限・官公庁に勤務の人) 自営業等従事者 (個人事業・農業・漁業・下請業) 育児休業取得者(※2)	月48時間以上 120時間未満		
		月120時間以上	保育標準時間 (11時間) (※1)	●開業届(開業1年以内の方及び開業予定の方)、売上台帳、収支内訳書、専従者給与明細等の写し
2	病気・負傷・心身障害 保護者が病気やけが、または心身の障害のため、児童の保育ができない場合	状況に応じて 保育標準時間 (11時間) または 保育短時間 (8時間)	状況に応じる (診断書等に期間の記載がある場合、その期間まで。)	『病気等・出産・就学申立書』 ●診断書、障害者手帳(身体・精神・療育)等の写し
3	介 護 保護者が常時介護にあっているため、児童の保育ができない場合			『介護状況申立書』とケアプランの「週間サービス計画書」の写し ●介護保険証、障害者手帳(身体・精神・療育)等の写し、診断書
4	就学・職業訓練			学校等に在籍する期間
5	家庭の災害 火災、自然災害等の被害を受け、復旧の間、児童の保育ができない場合	保育標準時間 (11時間)	災害の復旧が完了するまでの期間	「被(り)災証明書」
6	出産の前後	保育標準時間 (11時間) または 保育短時間 (8時間)	原則、出産予定日を起点に <u>産前2カ月前の月初日から産後2カ月を経過する日の月末までの期間(※3)</u>	『病気等・出産・就学申立書』 ●親子(母子)健康手帳の写し(表紙と出産予定日が分かるページ)
7	求職活動	保育短時間 (8時間)	最長3カ月を経過する月末までの期間	『求職活動申立書』 ●ハローワークカードの写し等
8	その他 虐待など社会的養護が必要な場合	保育標準時間 (11時間)	最長年度末まで	※子育て支援課へ問い合わせください。

※1 通勤時間を加味し、8:30 または 16:30 を超える場合は保育標準時間の希望も可能です。

※2 育児休業取得者は就労要件での入所となるため、就労証明書の様式を提出してください。産前産後期間終了後、育児休業取得期間は勤務時間を問わず、保育短時間で認定します。

※3 例えば、出産予定日が9月3日の場合、7月1日～11月30日までの最大5カ月希望できます。また、多胎児を出産予定の場合は、産前4カ月前の月初日から産後4カ月を経過する日の月末までの期間とします。

- 「下の子に手がかかるから」、「集団生活に慣れさせたいから」、「友だちをつくりたいから」等は保育の必要性には当たりません。
- 就労とは、職種や雇用形態（正社員やパート、アルバイト等）を問わず、その就労に応じた相当の金銭収入を得ているものをいいます。収入については必ず申告を行ってください。就労によって得た収入の申告状況が確認できない場合、入所要件にあたらないものとみなします。

3 入所申込について



① 申込期間

《新年度入所申込》 ※注) 4月入所の申し込みは1次受付、2次受付の期間内のみです。

申込対象児童

- ① 4月入所を希望する児童
※公立認定こども園を教育認定で希望する児童も、この期間内に申し込みをしてください。
- ② 保護者が令和7年度中に育児休業から職場復帰するため、入所を希望する児童
⇒5月以降に入所を希望する方も提出可能です。
詳しくは、「(3) 育児休業から復職する方への対応」(P.11)をご覧ください。

★1次受付

受付期間	令和6年11月11日(月)～12月10日(火)
受付時間	平日9時～16時、土曜9時～12時まで ※土曜日休園の園は除く
受付場所	第1希望の保育施設
決定通知時期	令和7年2月中旬ごろ
注意事項	認定こども園尾道清心幼稚園、認定こども園スマイル幼稚園、認定こども園新高山めぐみ幼稚園の受付は月～金のみです。

★2次受付

受付期間	令和7年1月6日(月)～1月14日(火) ※土日祝日を除く
受付時間	8時30分～17時15分
受付場所	子育て支援課・各支所(浦崎・百島は除く)窓口
決定通知時期	令和7年3月上旬ごろ
注意事項	2次受付は1次受付の方を優先的に審査したうえで、残った定員枠に対する申し込みとなります。

《随時入所申込（5月入所以降翌年3月入所）》

申込対象児童

- ① 5月以降で入所を希望する児童

受付期間	下表「申込期間一覧」のとおり。
受付時間	8時30分～17時15分
受付場所	子育て支援課・各支所（浦崎・百島は除く）窓口
決定通知時期	入所希望月の前月20日前後にお知らせします。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>入所日は原則毎月1日です。</u> ・ 3月入所については、育児休業からの復職者のみ申込可能とします。

【申込期間一覧】

※土日祝日を除く

※10日が土日祝日の場合は直後の開庁日がメ切となります。

入所希望月	申込期間
5月	令和7（2025）年 3月3日 ～ 4月10日
6月	令和7（2025）年 4月1日 ～ 5月12日
7月	令和7（2025）年 5月1日 ～ 6月10日
8月	令和7（2025）年 6月2日 ～ 7月10日
9月	令和7（2025）年 7月1日 ～ 8月12日
10月	令和7（2025）年 8月1日 ～ 9月10日
11月	令和7（2025）年 9月1日 ～ 10月10日
12月	令和7（2025）年10月1日 ～ 11月10日
1月	令和7（2025）年11月4日 ～ 12月10日
2月	令和7（2025）年12月1日 ～ 令和8（2026）年1月13日
3月	令和7（2025）年12月1日 ～ 令和8（2026）年1月13日



② 入所申込の条件・クラス年齢

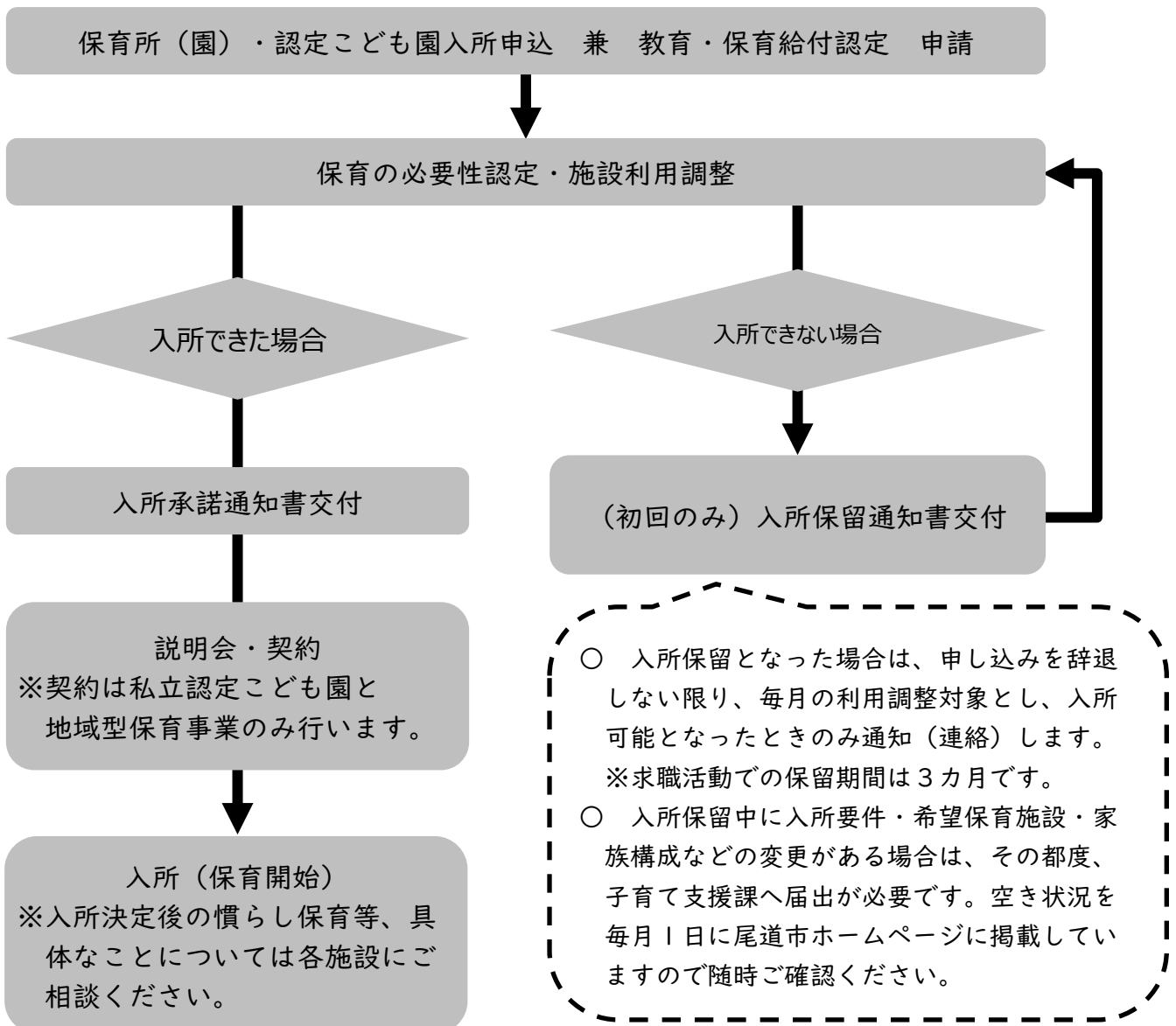
- 入所申込のためには、次の条件を全て満たす必要があります。

- ・対象児童と保護者が尾道市に住民票があること。
- ・保育認定を希望する場合は、保護者のいずれもがP.6の「保育が必要な状況一覧」の状況に該当すること。

- 保育施設では下表のとおり、令和7年4月1日時点の子どもの年齢でクラスが決まります。年度途中でクラスが変わることはありません。

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和 6 (2024) 年4月2日以降生まれ
1歳児クラス	令和 5 (2023) 年4月2日 ~ 令和 6 (2024) 年4月1日生まれ
2歳児クラス	令和 4 (2022) 年4月2日 ~ 令和 5 (2023) 年4月1日生まれ
3歳児クラス	令和 3 (2021) 年4月2日 ~ 令和 4 (2022) 年4月1日生まれ
4歳児クラス	令和 2 (2020) 年4月2日 ~ 令和 3 (2021) 年4月1日生まれ
5歳児クラス	平成 31 (2019) 年4月2日 ~ 令和 2 (2020) 年4月1日生まれ

③ 入所申込から入所までの流れ



④ 手続にあたっての注意事項

(1) 支給認定審査・施設利用調整・入所保留・入所辞退

《支給認定審査》

- 入所要件の高い方から順に、希望の保育施設への入所を決定します。
- 保育の必要性を証明する書類は原則、保護者（父母）分を提出してください（必須）。
 - ※ ひとり親世帯は、父または母の書類を提出してください。
- 同居の65歳未満の祖父母が、児童の保育ができる場合は、入所の優先順位が低くなります。保育ができない場合は、証明書類の提出をお願いします。
 - ※ 同居の65歳以上の祖父母及びその他の同居者については、提出不要です。
- 証明書類にはその根拠となる書類を添付してください。各書類に記載の内容をよく読み、添付漏れの無いように注意してください。添付がない場合は減点となる場合があります。
- 申込書類の不足・項目の未記載がある場合は、正しく審査できませんので、不備等のないようにしてください。

《施設利用調整》

- 在園の方で保育の必要性がある方を調整後、新規または転園希望で申し込みを行った方の中から入所要件の高い順に、希望の保育施設への入所を決定します。
- ある保育施設に空きがある場合、その保育施設を第1希望にしている方を優先するのではなく、審査時に申し込みのある中でもっとも要件の高い方から、入所決定します。

※注意※

- ① 就労証明書の記載内容と、実際の就労・収入状況が違う場合や、証明書類等に虚偽の記載や改ざんなどが確認された場合には、新規・在園問わず入所を取り消す場合があります。
- ② 入所申込書には第8希望まで記入ができる欄を設けています。入所調整は原則、記入されている保育施設のみで行います。
 - ※ 記入されていない保育施設は調整の対象外となります。なお、第8希望まで埋めたうえで、「第8希望以降で空いている施設の案内を希望する」にチェックをしている方には、調整のうえ、利用可能な施設がある場合にご案内します。
 - ※ 「同じ施設を複数記入すれば希望が通りやすくなる」、「1施設のみ書けば誠意が伝わり入所しやすい」ということはなく、1施設の希望として取り扱います。
 - ※ 必ず第1希望に決まるとは限りません。
 - ※ 第2希望以下に記入されている保育施設に入所決定をした場合でも、その施設に決定してよいか事前に確認は行いませんので、施設一覧で対象年齢等を確認の上、送迎可能な範囲か等をよく考慮して、希望する保育施設のみ記入してください。

《入所辞退》

- 申し込みを辞退する場合は、すみやかに「辞退届」を提出してください。入所承諾通知を受け取った後、辞退する場合は、「入所承諾通知書」を必ず返還してください。なお、入所日以降で辞退する場合は、保育日数にかかわらず原則、保育料・副食費は1カ月分がかかります。

(2) マイナンバー（個人番号）記入と本人確認書類提示のお願い

- マイナンバー制度の導入により、「保育所(園)・認定こども園入所申込書」に入所希望の児童及び保護者の個人番号（12桁）の記載が必要になります。

※ 個人番号は12桁の数字で郵送された「通知カード」または「個人番号通知書」、申請により交付された「マイナンバーカード」や「住民票」に掲載しています。

- 申込書の提出時には、身元確認及び保護者の個人番号の確認をさせていただきます。

《身元確認》

対象者： 入所申込書類を提出される方のみ

確認方法： 次のA、Bいずれかの書類を確認します。

㊤ 運転免許証、マイナンバーカード等 官公署発行の顔写真付のもの 1点

㊦ 官公署発行の顔写真の無い健康保険証や年金手帳等 1点

+通常、本人以外の者が所持しないキャッシュカード、クレジットカード等 1点の計2点

《個人番号確認》

対象者： 申込書の申込者欄に記載した保護者のみ

確認方法： マイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバー記載の住民票を目視で確認します。

※提出者が保護者または同居者でない場合、委任状が必要になります。委任状に保護者のご記入の上、あわせて提出をお願いします。

(3) 育児休業から復職する方への対応

- 令和7年度中に育児休業から復職するために入所を希望される場合は、入所希望月を問わず、新年度入所申込受付期間以降で申し込みが可能です。

なお、入所を希望する児童の出生前の申込はできません。

**※注) 優先的に配慮をしますが、定員等の都合により入所できない場合があります。
予約ではありませんので、ご了承ください。**

- すでに入所している児童（上の子）については、子ども（下の子）が生まれた日から満1歳の誕生日を迎える月の月末まで在籍している園に継続入所が可能です。なお、育児休業中は原則保育短時間認定となります。

※ 子どもが保育施設に入所できず、やむを得ず育児休業期間を延長する場合は、延長後の期間が終了する月の月末まで引き続き入所可能とします。

- 育児休業からの復帰による入所の場合は、復職日の最大1カ月前を入所日として申込が可能です。
- 入所可否のお知らせ時期については、下表のとおり提出時期によって異なります。

提出時期	入所希望月	通知時期
新年度入所申込	4月～6月まで	1次受付分：令和7年2月中旬 2次受付分：令和7年3月上旬
	7月以降	入所希望月の前月20日前後
5月以降随時申込	-	

- 復職後、2週間以内に復職日が記入された「就労証明書」を必ず提出してください。
- なお、入所保留通知を受け取るには、必ず入所申込をする必要があります。

育児休業とは、法律に基づかない育児休業（法人独自の育児休業）や、自営業の方の育児に伴う休業も含まれます。復職日の最大1カ月前を入所日として申込することが可能です。



(4) 求職活動で申し込む場合

- これから就労を希望する方も申し込みができます。しかし、**十分な空きがない場合は、入所保留となります。**ご了承ください。また、保留中に就労が決定しても、定員等により入所できない場合があります。
- 求職活動要件で入所した場合は、**承諾期間が終了する月の10日までに「就労証明書」等を提出してください。提出がない場合は退所となります。**
- 求職活動要件での申し込みは、**原則年1回まで**となります。

(5) 公立認定こども園に申し込む場合

- 公立認定こども園は、申込状況によっては、園の所在する地域に在住する児童を優先する場合があります。

(6) 転入予定・離婚予定で申し込む場合

《転入予定の方》

- 転入予定で、申込時点ではまだ尾道市に住所がない場合でも、申し込みができます。しかし、すでに住所のある児童が優先となります。
- 転入することが確認できる書類（不動産売買契約書、賃貸契約書のコピーなど）の提出があれば、すでに住所のある児童と同等に審査します。
- 入所希望月の前月末までに尾道市に住民登録（転入）手続きが完了しない場合は、入所を取り消します。転入手続きがお済みになりましたら、子育て支援課へ申し出てください。

《離婚予定の方》

- 申込時にはまだ離婚が成立していないものの、離婚前提の別居や離婚調停中等の方は、申込時に事情が分かる書類を添付して申し込んでください。また離婚成立後、子育て支援課へ届出してください。

(7) 他の自治体にある認可保育施設に申し込む場合（広域入所）

- 里帰り出産等で住民票の異動を伴わず、一時的に尾道市外の認可保育所（園）への入所を希望する場合は、子育て支援課へまず相談してください。
- 尾道市外の児童が尾道市の認可保育所（園）への入所を希望する場合は、児童の住民票がある自治体の保育所入所担当課へお問い合わせください。

(8) 申込及び入所決定・保留通知後に変更手続きが必要なもの

申込内容に次の変更がある場合は、子育て支援課へ届出が必要です。

① 希望保育施設・期間の変更

※各申込期間後に希望施設を変更される場合は、審査の順番が後回しになります。

- ② 住所・家族構成（婚姻・離婚・同居・別居・出産・死亡等）の変更
- ③ 入所要件（勤務先・就労状況・退職等）の変更
- ④ 辞退（申し込み取り消し）の場合



4 保育料・副食費について

① 保育料・副食費の概要

- 保育施設に通う児童は年齢によって、保育料または副食費がかかります。それぞれの概要は次のとおりです。

《保育料》

制度概要	<ul style="list-style-type: none">児童福祉法、子ども・子育て支援法及び尾道市条例に基づき、保育にかかる経費の一部を負担していただくもの。保育料の中に施設で児童に対して提供される給食費も含まれる。
対象クラス年齢	0～2歳児
保護者負担額	保育料徴収基準額表（P.21）のとおり。

《副食費》

制度概要	施設で児童に対して提供される給食のうち、おかずやおやつ代にあたる部分の経費の一部を負担していただくもの。
対象クラス年齢	3～5歳児
保護者負担額	<ul style="list-style-type: none">公立施設は次のとおり。 1号認定：月額3,000円 2号認定：月額4,500円私立施設は各施設で設定。

★保育料及び副食費は、保育所（園）を運営するための必要な経費となりますので、必ず納付期限までに納めてください。

★未納が重なると、差押えなどの滞納処分を行う場合があります。また翌年度の入所審査において、減点となります。

★納付が困難な場合は、早急に子育て支援課へ相談してください。

② 算定方法

- 保育料・副食費は、基本、**児童の父母**（父母に収入がなく、祖父母が児童の家計を主宰していれば祖父母）の収入から算出された**市町村民税所得割額の合計額**により決定します。
- 父母が国外で収入がある場合も、保育料の算定に含めます。子育て支援課へご相談ください。
- 税控除のうち、次の一覧の控除は子ども・子育て支援法施行規則に基づき、控除を反映させなかった場合の所得割額となります。

※対象外の税控除一覧

<ul style="list-style-type: none">寄附金税額控除配当割額または株式等譲渡所得割額控除住宅借入金等特別控除	<ul style="list-style-type: none">外国税額控除配当控除東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例
---	--

- 市町村民税所得割額の対象年度は、次のとおり月によって異なります。

4～8月分	9～3月分
令和6年度分 (※令和5年中の収入で計算したもの。)	令和7年度分 (※令和6年中の収入で計算したもの。)

③ 納付先と納付方法

利用する施設により、保育料・副食費の納付先が以下のとおり異なりますので、ご確認ください。

納付先	尾道市へ納付	各園・事業所へ納付
保育料	公立保育所・私立保育園・公立認定こども園	私立認定こども園・地域型保育事業
副食費	公立保育所・公立認定こども園	私立保育園・私立認定こども園・地域型保育事業

※「尾道市へ納付」の施設以外の納付方法は、入所決定後、各園・事業所から説明があります。

◆尾道市への納付方法

- 納付方法：口座振替（事前の登録が必要）または納付書（コンビニ・市内金融機関窓口・スマートフォンアプリを活用した納付）
- 納付期限（口座振替日）は毎月月末（※土日祝日の場合は原則、翌営業日）です。

★保育料・副食費の納付は便利な口座振替をご利用ください★

保育料・副食費の納付を口座振替にされると、納め忘れもなく、便利で安心です。

◆手続きに必要なもの： ①通帳 ②印鑑（通帳届出印）

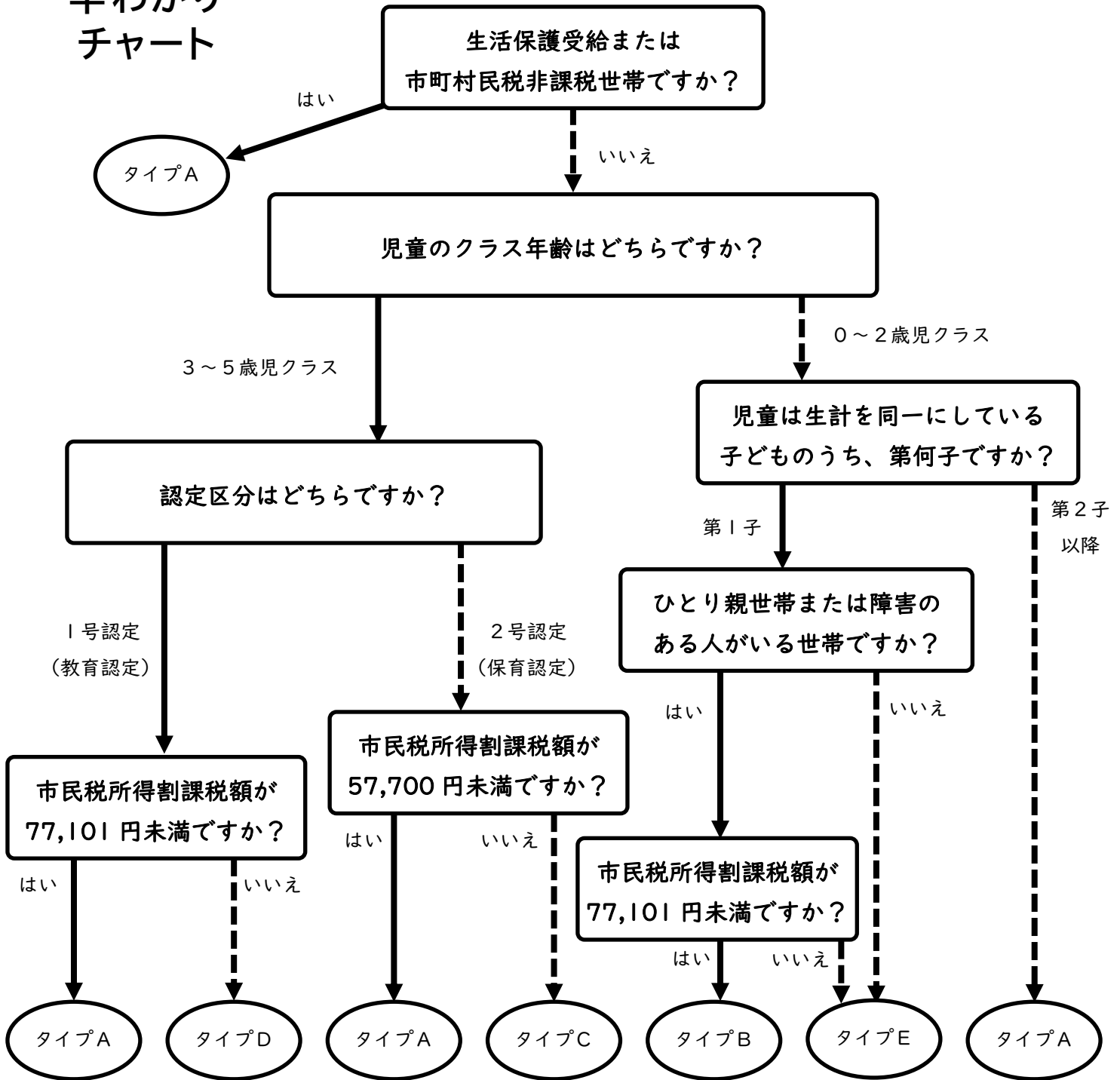
- ※希望の市内金融機関で直接申し込みしてください。
- ※口座振替申込者は、入所承諾通知書に記載のある保護者名を記入してください。（口座はどなたの名義のものでも結構です）
- ※手続きから口座振替が開始されるまで1カ月半ほどかかります。
（例：4月分から振替希望の場合→3月20日までに手続きの完了が必要）
- ※以前に口座振替登録を行っている場合は、変更・停止届を提出しない限りは、自動的に口座振替が継続されます。
- ※保育料・副食費の口座振替はそれぞれ口座の登録が必要になります。

④ 金額などをお知らせする時期

- 4月から入所する児童分の保育料・副食費は、在籍する保育施設を通じて 4月中旬に4月～8月分、9月中旬に9月～翌年3月分の保育料決定通知書、副食費決定または免除通知書（以下、「保育料決定通知書等」）をお渡しします。
 - ※ 私立施設に通う3歳以上児には副食費免除の方のみ通知をお渡しします。
- 5月以降に入所（随時入所）する児童分の保育料・副食費は、入所承諾通知書と同時に入所月から8月分または3月分までの保育料決定通知書等をお渡しします。
 - ※ 5月～6月末までに入所が決定している育休復帰による入所児童分についても、4月中旬に入所月から8月分までの保育料決定通知書等をお渡しします。
- 保護者変更（婚姻・離婚等による）や、市町村民税の更正等がある場合は、保育料の金額や副食費の賦課対象が随時変更することがあります。（※年度内に限る）

⑤ 保育料・副食費の減免・軽減措置

早わかり
チャート

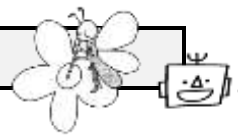


タイプによって、保育料・副食費の金額が異なります。

- | | |
|---|---|
| <p>タイプ A 保育料・副食費は免除</p> <p>タイプ B 標準時間認定の保育料は 5,100 円/月
短時間認定の保育料は 4,900 円/月</p> <p>タイプ C 公立施設の副食費は 4,500 円/月
私立施設の副食費は各施設で設定 (※1)</p> | <p>タイプ D 公立施設の副食費は 3,000 円/月
私立施設の副食費は各施設で設定 (※2)</p> <p>タイプ E 市民税額等に応じた保育料 (P.21 参照)</p> |
|---|---|

※1 ただし、就学前までのきょうだいのうち、最年長者を第1子、その次の子を第2子と数え、第3子以降は無料になります。

※2 ただし、小学3年生までのきょうだいのうち、最年長者を第1子、その次の子を第2子と数え、第3子以降は無料になります。



5 入所後の注意事項について

① 退所（園）する場合

- 退所を希望する場合は、退所日（原則月末）の20日前までに『退所届』を保育所（園）へ提出してください。
- 市外転出後も尾道市の認可保育所（園）を希望する場合は、転出月（1日付の転出を除く）の月末までは引き続き通うことができます。

② 長期欠席する場合

- 自己都合による1カ月を超える長期欠席は、家庭で保育ができるものとし、保育の実施を解除（退所）します。
- 児童の傷病、保護者の里帰り出産（3カ月以内）による長期欠席の場合は、保育所（園）へお知らせください。この場合、半月以上の連続する欠席に対しては、保育料や副食費の減額措置があります。事前の届出が必要となりますので、保育所（園）に相談してください。

③ 家庭状況等の変更がある場合

次の変更がある場合は、保育所（園）または子育て支援課へ届出が必要です。保育料や副食費、認定内容が変わる可能性があります。

【届出が必要なもの】

- ① 住所・家族構成（婚姻・離婚・同居・別居・出産・死亡等による）の変更
- ② 入所要件（勤務先変更・就労状況の変更・退職等）の変更

【提出期限】

毎月10日まで（※10日が土日祝日の場合は直後の開庁日がメ切となります。）

【提出場所】

在園施設または子育て支援課・各支所（浦崎・百島は除く）窓口

【変更の適用】

毎月10日までに提出されたものについては、原則翌月から適用となります。

なお、保護者変更など一部のものについてはこれに限りません。

6 認可保育施設での保育サービス

① 障害児保育・医療的ケア児保育

《障害児保育》

- 障害児保育を実施している保育所（園）では、集団保育が可能な障害児童も保育します。入所申込時に、障害者手帳、診断書等の障害の状況がわかるものを提出してください。
- ただし、職員配置・施設設備および保育所（園）の状況等により、受け入れが難しい場合がありますので、ご了承ください。

《医療的ケア児保育》

- 医療的なケアが必要な児童の保育は、職員配置・施設設備および保育所（園）の状況等により受け入れについての判断が必要になるので、入所申込前に子育て支援課へ相談してください。



② 早出・時間外・延長保育

《早出保育》

利用条件	保護者が仕事で7時30分から8時30分までに児童を登園させる必要があるとき
実施施設	市内全部の認可保育施設
対象児童	保育認定（2・3号）認定児童（※原則、利用前に施設へ相談してください。）
保育時間	7時30分～8時30分
利用料金	保育標準時間認定は無料、保育短時間認定は利用の可否も含めて各施設へ直接お問い合わせください。

《時間外保育》

利用条件	保育短時間認定児童の保護者が仕事等で16時30分までに児童を迎えに行くことができないとき
実施施設	市内全部の認可保育施設
対象児童	保育認定（2・3号）のうち、保育短時間認定児童 （※原則、利用前に施設へ相談してください。）
保育時間	16時30分～18時30分
利用料金	乳幼児ともに1回300円
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 18時30分までに間に合わないときは、引き続き「延長保育」（別途料金が必要）の利用が可能です。・ 私立の保育施設の利用料金は施設によって異なりますので、各施設へ直接お問い合わせください。

《延長保育》

利用条件	保護者が仕事等で18時30分までに児童を迎えに行くことができないとき
実施施設	P. 3～4「尾道市認可保育施設・地域型保育事業一覧」に記載
対象児童	保育施設に在園の児童（※原則、利用前に施設へ相談してください。）
保育時間	18時30分～19時00分
利用料金	乳幼児ともに1回300円（※ただし支払は、月3,000円を上限とする）
注意事項	保育施設の <u>閉所時間までに</u> 、必ず迎えにきてください。

③ 一時預かり保育

利用条件	認定こども園（教育認定）利用児童が、14時以降の保育を希望するとき
実施施設	公立認定こども園
対象児童	公立認定こども園（教育認定）に在園の児童（※原則、利用前に施設へ相談してください。）
保育時間	14時00分～18時30分
利用料金	1回350円（※ただし、1カ月利用回数10回を限度とする）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かり保育後の延長保育（18時30分～19時00分／利用料金：1回300円）もありますが、就労等の要件が必要となります。また、別途相談が必要です。 私立認定こども園における教育認定児童の共通保育時間後の一時預かり保育については、施設によって時間や金額が異なりますので、利用する施設へお問い合わせください。

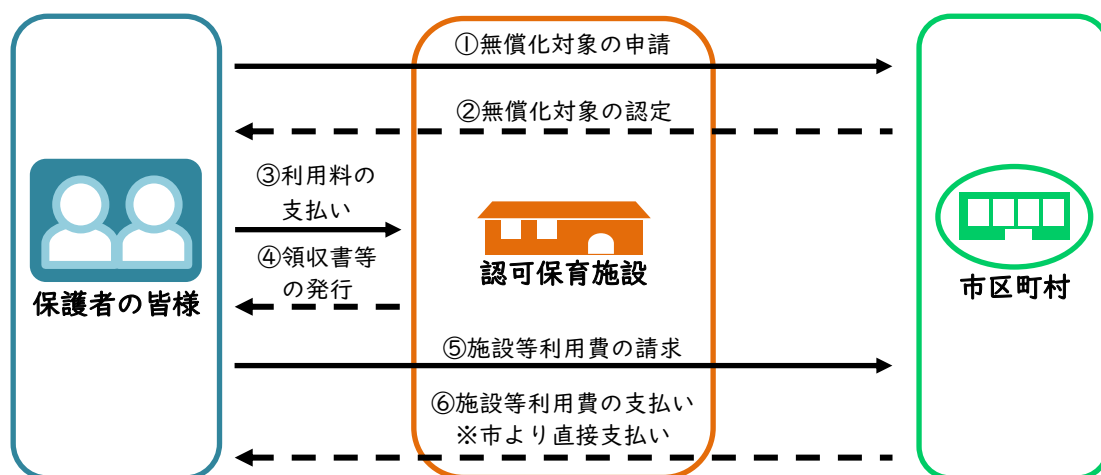
※一時預かり保育料の無償化について※

教育認定児童のうち、14時以降の一時預かり保育部分も無償化の対象となるには、**教育認定に加えて、施設等利用給付または多子世帯利用給付の申請が必要です。**

施設等利用給付は、**保育認定と同等の保育の必要性を満たしている場合に限り、認定を受けることができます。**新年度の手続き時期については、別途お知らせします。

認定後、日額450円×利用日数（※第2号は月額上限11,300円、第3号は月額上限16,300円）までの範囲で預かり保育料が無償となります。

【手続きイメージ図】



④ 病児・病後児保育

《病児・病後児保育》

利用条件	医療機関併設の病児専用の保育室で、保護者が就労等社会的にやむを得ない事情により、保育が必要な児童を一時的に保育するもの
実施施設	尾道市立市民病院病児・病後児保育室（住所：新高山三丁目1170番地117） 因島総合病院病児保育室（住所：因島土生町2561番地4 別館3階31号）
対象児童	市内在住で、生後6カ月～小学校6年生
保育時間	月曜日から金曜日の8時30分～17時30分 ※尾道市立市民病院病児・病後児保育室は土日祝日、12月29日から翌年1月3日、小児科の診療が行われない日を除く。
利用料金	世帯が該当する保育料階層区分に応じて、1日あたり0円～2,000円
申請・問い合わせ先	尾道市立市民病院 0848-47-1155 因島総合病院事務所 0845-22-2552

《病後児保育》

利用条件	病気の回復期にある児童が集団保育をするには、まだ体調などの面で不安があるとき
実施施設	どうえん尾道中央認定こども園
対象児童	市内在住で、概ね1歳以上で、保育所（園）（認可外保育施設も含む）に在園している児童
保育時間	保育実施日の8時30分～17時30分
利用料金	世帯が該当する保育料階層区分に応じて、1日あたり0円～2,000円
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用可能日数は連続7日までです。 ・ 利用には実施施設への登録用紙提出と利用連絡（当日も可）が必要です。登録用紙は在園されている各施設にもありますが、詳しくは実施施設にお問い合わせください。（どうえん尾道中央認定こども園 0848-37-0600）

⑤ 休日保育（年末保育）



利用条件	保護者が就労により休日に家庭で保育できないとき
実施施設	どうえん尾道中央認定こども園
対象児童	市内在住で、保育所（園）（認可外保育施設含む）、幼稚園に在園している満1歳以上の児童であり、日曜日・祝日に保護者のいずれもが日中に就労している児童
保育時間	7時30分～18時00分
保育日	日曜日・祝日（12月31日～翌年1月3日までは除く）
手続	事前に登録が必要です。詳しくは、子育て支援課または実施施設にお問い合わせください。
注意事項	・ 弁当持参となります。（※おやつは施設で用意あり）

⑥ 一時保育

利用条件	<p>病気、仕事、出産による里帰り、リフレッシュなど、保護者が緊急一時的に満1歳以上の児童の保育を希望するとき</p> <p>※施設により利用条件が異なる場合があります。各施設へ直接お問合せください。</p>
実施施設	P. 3～4「尾道市認可保育施設・地域型保育事業一覧」に記載
対象児童	<p>利用日において、満1歳以上で里帰りでの利用以外は<u>幼稚園、保育所（園）等に在園していない児童</u></p> <p>※ただし、公立認定こども園在園の教育認定児童のみ、三期休業日及び土曜日に在園している公立認定こども園の一時保育を利用することは可能です。下記利用料金が別途必要となります。</p>
保育時間	【平日】8時30分～17時00分 【土曜日】8時30分～12時00分
利用可能日数	原則として1カ月に14日までの利用
利用料金	<p>3歳未満児 2,000円/日 3歳以上児 1,700円/日</p> <p>※ 年齢は4月1日時点 ※ 3歳以上は別途主食代20円が必要</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に登録が必要です。希望施設へ直接申し込みをしてください。 ・ 登録は2施設まで可能ですが、利用可能日数の上限に変わりはありません。

7 家庭保育園（認可外保育施設）等について

《家庭保育園（認可外保育施設）一覧》

○申込・保育料・保育サービスの詳細については、各園へお問い合わせください。

園名	定員	所在地	対象年齢	保育時間 《保育サービス》	給食	電話番号
ママ保育園	45	久保町 2257	6カ月～5歳	7:30～17:00 《一時・延長》	○	0848-37-3642
久山田保育園	20	久山田町 60-38	6カ月～5歳	8:00～17:30 《一時・延長》	—	0848-23-3620
ゆめみ保育園	42	高須町 1257-5	6カ月～5歳	7:30～17:45 《一時・延長》	○	0848-46-0195

《おのみちファミリー・サポート・センター》

制度概要	子育ての援助をして欲しい人（依頼会員）と子育てを援助したい人（提供会員）がお互いに助け合うことを目的とした会員組織です。利用するには事前の会員登録が必要です。
対象児童	尾道市内の0歳から小学校6年生までの児童
利用時間	原則7時30分～20時30分（土・日曜日・祝日も利用可能）
利用料金	1時間あたり600円
年会費	600円（※補償保険代）
問い合わせ ・申込先	おのみちファミリー・サポート・センター（電話：0848-37-2415） 〒722-0041 尾道市防地町 26-24（キッズ☆ステーション尾道内） ※ 受付時間：月曜日～金曜日 9時～16時（祝日を除く）

《その他》

- 尾道市内の子育て支援を行っている施設・団体・サークルなどについての詳しい情報は、『子育て応援ガイドブック』（子育て支援課・各支所・総合福祉センターで配布、または尾道市ホームページに掲載）をご覧ください。



8 資料（保育料基準額表、申込書類一式の説明と記入例）

《令和7年度 尾道市保育料徴収基準額表（予定）》

認可保育所（園）・認定こども園、地域型保育事業を利用する2号・3号認定（保育認定）児童のうち、令和7年4月1日時点で3歳未満児である子どもの、1カ月あたりの保育料は、下表のとおりです。

各月初日の在籍児童の属する階層区分		徴収基準額（月額：円）	
階層区分	定 義	保育標準時間（11時間）	保育短時間（8時間）
H1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び児童福祉法第6条の4に規定する里親	0円	0円
H2	H1階層を除き、市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0円
H3		市町村民税均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	12,300円
H4		市町村民税所得割課税額が48,600円未満	15,900円
H5		市町村民税所得割課税額が48,600円以上58,200円未満	18,400円
H6		市町村民税所得割課税額が58,200円以上67,800円未満	21,300円
H7		市町村民税所得割課税額が67,800円以上77,400円未満	24,200円
H8		市町村民税所得割課税額が77,400円以上87,200円未満	28,200円
H9		市町村民税所得割課税額が87,200円以上97,000円未満	29,500円
H10		市町村民税所得割課税額が97,000円以上115,000円未満	36,100円
H11		市町村民税所得割課税額が115,000円以上133,000円未満	40,800円
H12		市町村民税所得割課税額が133,000円以上151,000円未満	42,600円
H13		市町村民税所得割課税額が151,000円以上169,000円未満	44,500円
H14		市町村民税所得割課税額が169,000円以上213,000円未満	49,900円
H15		市町村民税所得割課税額が213,000円以上248,000円未満	52,800円
H16		市町村民税所得割課税額が248,000円以上284,000円未満	57,300円
H17		市町村民税所得割課税額が284,000円以上301,000円未満	58,600円
H18		市町村民税所得割課税額が301,000円以上397,000円未満	59,200円
H19		市町村民税所得割課税額が397,000円以上	60,400円

※令和6年9月から、生計を同一にしている（監護している）子どものうち、第2子以降の保育料は無償となります。

生計を同一にしている（監護している）きょうだい別居している場合、別途申請が必要です。

※児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合であって、次表に掲げる階層に認定された場合は、保育料徴収基準額表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収基準額とします。

- ① 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- ③ 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	徴収基準額（月額：円）	
	3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間
H3からH6までのいずれか、又はH7のうち市町村民税所得割課税額が77,100円以下	5,100	4,900